平成２１年（フ）第１９８号
広島県三原市幸崎町能地2746番地１
債務者　浅野　喜男
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第７９２号
愛媛県松山市居相６丁目７番６号
債務者　今井　賢志
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７９８号
愛媛県伊予市米湊743番地１　市営安広団地401号
債務者　谷﨑　英仁
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７９９号
愛媛県伊予市米湊743番地１　市営安広団地401号
債務者　谷﨑たまき
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８０８号
愛媛県松山市小栗２丁目４番５号　西野マンション23号
債務者　花岡　弘志
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７８号
大分県杵築市山香町大字野原1000番地市営住吉住宅Ｉ２－１号室
債務者　市崎　功一（旧姓木下）
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前11時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２号
宮崎県都城市上川東２丁目14号４番地　メゾンパークＡ101号
債務者　永山千鶴子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７６号
鹿児島県奄美市名瀬大字小湊10番地
債務者　津留　重隆
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１８１号
鹿児島県奄美市名瀬平松町１番地１－４－401号
債務者　時岡ゆかり（旧姓中田）
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１９３号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町17番５号
債務者　栗林三三男
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第６０６号
青森市小柳１丁目16番40号
債務者　松本謙一こと　金　　謙一
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６９８号
青森市新田１丁目７番38号
債務者　浅利　　司
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７５４号
奈良市大安寺５丁目４番12―305号
債務者　橋本　　純
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７５７号
奈良県生駒市東生駒１丁目62番地　ローレル202
債務者　山田　真也
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７７６号
奈良市富雄元町４丁目１番26―304号
債務者　荒木　秀明
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８４２号
奈良市都祁白石町289番地
債務者　的場　一正
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８４３号
奈良市都祁白石町289番地
債務者　的場　和代
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
奈良地方裁判所